

中小企業信用保険法の一部を改正する法律

(平成一四年一月二二日法律第一〇九号)

一、提案理由(平成一四年一月一日・衆議院経済産業委員会)

平沼国務大臣 中小企業信用保険法の一部を改正する法律案の提案理由を申し上げます。

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

現下の中小企業をめぐる経済情勢、なかんずく中小企業の資金繰りが極めて厳しい中で、今後とも、デフレの一層の進行や不良債権処理の進展等に伴い、やる気と能力のある中小企業に対する円滑な資金供給に支障が生じないよう、中小企業金融のセーフティネットを一層充実することが極めて重要となっております。

こうした認識のもと、中小企業をめぐる金融環境の変化に的確に対応し、その資金調達の円滑化を図るため、中小企業信用補完制度を充実することが必要であることから、本法律案を提出した次第であります。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。

本法律案は、中小企業者の資金調達の円滑化を図るため、以下のような措置を講ずるものであります。

第一に、経営安定関連保証、いわゆるセーフティネット保証の対象を拡大いたします。具体的には、金融機関が、経営の相当程度の合理化に伴って金融取引の調整を実施していることにより、借入れが減少している中小企業者や、金融機関により整理回収機構へ貸付債権が譲渡された中小企業者のうち、その事業の再生が可能と認められるものを、経営安定関連保証の対象に加えます。

第二に、法的再建手続において再生計画が認可された中小企業者等に対する保証制度を創設するため、信用保険の対象となる信用保証協会の保証割合について所要の措置を講じます。

以上が、本法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

……………(略)……………

二、衆議院経済産業委員長報告(平成一四年一月七日)

村田吉隆君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、中小企業信用保険法の一部を改正する法律案につきましては、中小企業金融のセーフティネットの一層の充実を図るため、中小企業信用保険について、

第一に、金融機関が経営の合理化に伴って金融取引の調整を実施していることにより借入れが減少している中小企業者や、金融機関により整理回収機構へ貸付債権が譲渡された中小企業者のうち、その事業の再生が可能と認められるものをいわゆるセーフテ

イーネット保証の対象に加えること、

第二に、法的再建手続において再生計画が認可された中小企業者等に対する保証制度を創設すること

等の措置を講じようとするものであります。

……………（略）……………

両案は、去る十月三十日本委員会に付託され、十一月一日平沼経済産業大臣からそれぞれ提案理由の説明を聴取いたしました。昨日、両案について質疑を行い、それぞれ採決を行った結果、両案はいずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。

なお、両案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。

附帯決議（平成一四年一一月六日）

政府は、現下の中小企業者を取り巻く厳しい経済金融情勢及び年末の資金需要期の到来等を踏まえ、中小企業者の円滑な資金調達に支障が生じないよう万全を期するとともに、元気な中小企業等の育成・発展が経済活性化に不可欠であることにかんがみ、本法施行に当たり、特に次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 本改正で講じられるいわゆるセーフティネット保証の拡充措置については、不良債権処理の加速化及び地域金融機関の再編・合理化が中小企業者に及ぼす影響の重大さにかんがみ、中小企業者の実情を踏まえ、積極的かつ柔軟な運用に努めること。
- 二 整理回収機構に貸付債権が譲渡された中小企業者に対するセーフティネット保証及び事業再生保証の運用に当たっては、再生可能性のある中小企業者を少しでも多く再生させる観点から、整理回収機構の企業再生機能の強化を促すとともに、信用保証協会による保証の充実に努めること。また、広く制度の周知徹底に努め、民間金融機関による事業再生融資を呼び込めるよう、最大限努力すること。
- 三 中小企業総合事業団の信用保険財政がますます悪化を深める状況は、中小企業者を支える信用補完制度の存立を危うくするものであり、将来に向けての保険の財政基盤の抜本的な強化策について、早急に対処すること。
- 四 中小企業者の創業、新事業などの新たな事業活動への挑戦を支援するため、中小企業税制の見直し及び所要資金の確保を含めた総合的な支援策を講じるほか、意欲ある中小企業等の事業活動の機会が増加するよう、引き続き規制緩和の推進に取り組むこと。
- 五 創業の受け皿としての企業組合の利用促進を図るため、企業組合の認知度向上に向けて制度の周知徹底に努めるとともに、起業に際しての負担軽減の観点から、各種申請手続の簡素化・迅速化等、今後とも環境整備に努めること。

三、参議院経済産業委員長報告（平成一四年一一月一五日）

田浦直君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、経済産業委員会におけ

る審査の経過と結果を御報告いたします。

まず、中小企業信用保険法の一部を改正する法律案は、不良債権処理の進展等の金融環境の変化に対応し、中小企業の資金調達の一層の円滑化を図るため、中小企業信用保険について、セーフティーネット保証の対象を拡大する等の措置を講じようとするものでございます。

……………（略）……………

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、セーフティーネット保証拡充措置の弾力的運用、信用保険財政の基盤強化策、創業・ベンチャー支援の在り方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わり、順次採決の結果、両法律案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両法律案に対しまして五項目の附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。

附帯決議（平成一四年一月一四日）

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 本改正で講じられるいわゆるセーフティネット保証の拡充措置については、不良債権処理の加速化及び地域金融機関の再編・合理化が中小企業者に及ぼす影響の重大性にかんがみ、中小企業者の実情を踏まえ、連鎖倒産を回避するため、積極的かつ柔軟な運用に努めること。

また、金融機関等における債務者区分については、中小企業の実態に配慮し、金融検査マニュアル別冊（中小企業融資編）の適切な運用に努めること。

二 整理回収機構に貸付債権が譲渡された中小企業者に対するセーフティネット保証及び事業再生保証の運用に当たっては、再生可能性のある中小企業者を少しでも多く再生させる観点から、中小企業者の特性を十分尊重した認定要領を策定し、整理回収機構の企業再生機能の強化を促すとともに、信用保証協会による保証の充実に努めること。また、広く制度の周知徹底に努め、民間金融機関による事業再生融資を呼び込めるよう、最大限努力すること。

三 中小企業総合事業団の信用保険財政がますます悪化を深める状況は、中小企業者を支える信用補完制度の存立を危うくするものである。よって、将来に向けての同事業団の保険の財政基盤を強化するために諸対策を講ずること。

四 中小企業者の創業、新事業などの新たな事業活動への挑戦を支援するため、中小企業税制の見直し、所要資金の確保及びベンチャー・キャピタリスト等民間専門家の質・量の強化を含めた総合的な支援策を講じるほか、意欲ある中小企業等の事業活動の機会が増加するよう、引き続き規制緩和の推進に取り組むこと。

五 簡易な会社ともいうべき企業組合の創業促進を図るため、制度の周知徹底と企業組合の認知度向上に努めるとともに、起業に際しての負担軽減の観点から、ワンストップ

ブ・サービス化を進め、各種申請手続の簡素化・迅速化等に向けて今後とも環境整備に努めること。

右決議する。